

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十九条の二まで（現行のとおり） （産業廃棄物再生利用業の指定申請）</p> <p>第二十条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>ハ 一般送配電事業者（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する者をいう。）、送電事業者（同項第十一号に規定する者をいう。）又は発電事業者（同項第十五号に規定する者をいう。）が行う事業用電気工作物（同法第三十八条第二項に規定する工作物をいう。）の設置又は変更の工事</p> <p>ニ（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第二十一条から第三十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第四号様式まで（現行のとおり）</p> <p>別記第五号様式（別紙一のとおり）</p> <p>別記第六号様式（現行のとおり）</p> <p>別記第七号様式（別紙三のとおり）</p> <p>別記第八号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十九条の二まで（略） （産業廃棄物再生利用業の指定申請）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 一般送配電事業者（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する者をいう。）、送電事業者（同項第十一号に規定する者をいう。）又は発電事業者（同項第十五号に規定する者をいう。）が行う事業用電気工作物（同法第三十八条第三項に規定する工作物をいう。）の設置又は変更の工事</p> <p>ニ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第二十一条から第三十五条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第四号様式まで（略）</p> <p>別記第五号様式（別紙二のとおり）</p> <p>別記第六号様式（略）</p> <p>別記第七号様式（別紙四のとおり）</p> <p>別記第八号様式から第二十六号様式まで（略）</p>

別紙 1

第 5 号様式(第15条関係)

産業廃棄物処理票 兼手数料領収証					
年月日	・	・	曜日	時刻	:
グート		整理番号		係員	
搬入者					
車両番号					
総重量	_____ kg		廃棄物		
車両重量	_____ kg		単価	円	
処理量	_____ kg				
領収金額	円 (税込み)				
内消費税					円
10%対象 (税込み)					円
東京都徴収事務受託者 名称					
代表者 職・氏名					
(登録番号(東京都) T8000020130001)					

別紙 2

第 5 号様式(第15条関係)

産業廃棄物処理票 兼手数料領収証					
年月日	・	・	曜日	時刻	:
グート		整理番号		係員	
搬入者					
車両番号					
総重量	_____ kg				
車両重量	_____ kg				
処理量	_____ kg				
単価	円				
廃棄物		領収金額	円		
東京都徴収事務受託者 名称					
代表者 職・氏名					

第7号様式(第16条関係)

		年 月 日
住所 氏名	宛	
		東京都環境局長
		(登録番号 T8000020130001)
手数料決定通知書		
東京都廃棄物条例第21条の規定により、年度 期分の手数料を下記のとおり決定したので、指定の納付期限までに納入してください。		
記		
1 手数料額	円 (税込み)	
	内消費税 円、10%対象 (税込み)	円
(1) 汚泥等		
	処理量	kg
	単価 1kgにつき	円
(2) 汚泥等以外の産業廃棄物		
	処理量	kg
	単価 1kgにつき	円
2 納付期限	年 月 日	
注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して、書面をもって審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)		
注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)		

(日本産業規格A列4番)

	年 月 日
住所 氏名	宛 東京都環境局長
手数料決定通知書	
東京都廃棄物条例第21条の規定により、 年度 期分の手数料を下記のとおり決定したので、指定の納付期限までに納入してください。	
記	
1 手数料額	円
(1) 汚泥等	
処理量	kg
単価 1kgにつき	円
(2) 汚泥等以外の産業廃棄物	
処理量	kg
単価 1kgにつき	円
2 納付期限	年 月 日
<p>注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して、書面をもって審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>	

(日本産業規格A列4番)